

「第341回 判例・事例研究会」

被用者から使用者への求償の可否

日 時	令和2年6月3日
報 告 者	弁護士 野 坂 真 理 子

【判例】

事件の表示	平成30年（受）第1429号 債務確認請求本訴、求償金請求反訴事件 最高裁判所令和2年2月28日判決
事案の概要	<p>X（原告）は、貨物運送業を営むY社（被告）の従業員であり、トラック運転手として勤務していた。</p> <p>Xは業務上トラックを運転中に人身事故を起こし、被害者Aは死亡した。</p> <p>Aの他の相続人であるBはXに損害賠償請求訴訟を提起し、1383万円余及び遅延損害金の支払いを命じる判決が確定した。Bが所在不明であったため、Xは同判決に従った金額を弁済供託した。</p> <p>XはY社に対し、被用者の使用者に対する求償権があるとして、XのBへの弁済供託額等の支払いを求めて訴訟提起した。</p> <p>原審（大阪高判平成30年4月27日判決）は、民法715条1項は被用者の無資力の危険回避のために使用者に責任を負わせる規定であり、被用者から使用者への逆求償の権利が生じるとみることは困難として、Xの請求を棄却。</p>

<p>判決の要旨</p>	<p>原判決破棄、差し戻し</p> <p>「民法 715 条 1 項が規定する使用者責任は、使用者が被用者の活動によって利益を上げる関係にあることや、自己の事業範囲を拡張して第三者に損害を生じさせる危険を増大させていることに着目し、損害の公平な分担という見地から、その事業の執行について被用者が第三者に加えた損害が使用者に負担させることとしたものである……。このような使用者責任の趣旨からすれば、使用者は、その事業の執行により、損害を被った第三者に対する関係において損害賠償義務を負うのみならず、被用者との関係においても、損害の全部または一部について負担すべき場合があると解すべきである。」</p> <p>「また、使用者が第三者に対して使用者責任に基づく損害賠償義務を履行した場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の義務の内容、労働の条件、勤務の態度、加害行為の態様、加害行為の予防又は損失の分散についての使用者の配慮の程度その他の諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対して求償することができる」と解すべきところ……。上記の場合と被用者が第三者の被った損害を賠償した場合とで、使用者の損害の負担について異なる結果となることは相当でない。」</p> <p>「以上によれば、被用者が使用者の事業の執行について第三者に損害を加え、その損害を賠償した場合には、被用者は、上記諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から相当と認められる額について、使用者に対して求償することができるものと解すべきである。」</p>
---------------------	--